平成２１年（フ）第１１９７号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘５棟313号
債務者　西野はるみ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７４号
名古屋市港区稲永２丁目１番２―306号みなと稲永住宅
債務者　鈴木　直人
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７５号
名古屋市港区稲永２丁目１番２―306号みなと稲永住宅
債務者　鈴木　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４５号
名古屋市中川区馬手町２丁目91番地の２
債務者　川端　寿美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０９号
名古屋市港区遠若町１丁目76番地
債務者　松尾　由美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６号
愛知県豊川市西豊町２丁目161番地　ライオンズマンション102号
債務者　中村　純子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１０３号
京都府船井郡京丹波町三ノ宮小谷30番地
債務者　阪内　水惠
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
松江市山代町509番地９
債務者　石原　晴美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８８号
松江市山代町465番地２
債務者　青山なつみ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３２号
岡山県倉敷市茶屋町337番地３ボーネンＢ205
債務者　小津奈智子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１７９２号
札幌市白石区南郷通１丁目南４番16―102号
債務者　三好　牧子（旧姓楠山）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７２号
北海道石狩市緑苑台東３条１丁目62番地
債務者　鈴木　正嗣
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５３号
札幌市豊平区平岸２条12丁目５番11―103号
債務者　阿部さつき（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７９３号
札幌市豊平区平岸１条１丁目５番３―103号
債務者　工藤　進也
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０３号
札幌市手稲区新発寒４条５丁目10番３―102号
債務者　松田　健太（旧姓湯田）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８５７号
札幌市豊平区平岸１条14丁目５番32号　フォレスト天神山205号
債務者　加藤　愛子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８５８号
北海道石狩郡当別町太美町1695番地16
債務者　柳原　真澄（旧姓白戸）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０７号
札幌市西区発寒５条２丁目３番８―505号
債務者　遠藤　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部